

まちなかインキュベーション事業補助金要綱

1. 概要

中心市街地に点在する空き店舗を利用して出店する者に対して、最大 24 か月の賃借料を補助する制度です。なお、新規創業者には開業時 1 回、改装費の一部も補助します。

○補助内容

- ・賃借料（1 店舗につき下表の補助率を乗じた額・千円未満の端数は切り捨て）

業種	補助率 (月額家賃に対して)	補助限度額	補助対象 期間
飲食店	1/3 以内	6 万円/月 (72 万円/年)	交付開始から 最大 24 か月
物販店	1/2 以内	9 万円/月 (108 万円/年)	
サービス業等	1/4 以内	4 万 5 千円/月 (54 万円/年)	

※消費税、共益費、駐車場代は除く

- ・改装費（1 店舗につき下表の補助率を乗じた額・千円未満の端数は切り捨て）

	補助率 (補助対象部分に対して)	補助限度額	補助対象
改装費	20%以内	50 万円	新規創業者 のみ開業時 1 回

※内装工事費、外装工事費、給排水工事、電気工事等を補助対象経費とする

※消費税、事業の用途に付さない部分に係る経費及び備品購入費等は除く

○補助金交付時期

賃借料：開業の翌月より交付

改装費：開業の翌月以降に交付

※通帳の写し等により家賃（改装費）の支払い確認後、指定口座に振り込みを行う

2. 補助金の申請から交付までの流れ

①ヒアリング及び説明 … 事業概要、物件詳細等を伺います

②補助金交付申請書類の提出 … ②の後、賃貸借契約、改装工事が可能となります

③審査会で審査 … 対面で事業計画等について伺います

～採択～

④開業後、弊社に補助金請求書等必要書類を提出

～交付（家賃等の支払い確認後、随時）～

⑤年度末までに、直近の消費税及び地方消費税の申告書の写しを提出

※その他、弊社にて随時営業状況を確認

3. 補助条件 ※次のすべてを満たすことが条件となります

- ①物件が対象エリア内^{※1}に位置すること
- ②店舗入口又は共用通路が公道に面しており、地下1階、1階又は2階に所在すること
- ③創業経験者については、補助金交付申請時点で対象物件が6か月以上（新築未入居物件については12か月以上）空き店舗の状態であること
- ④対象エリア内の移転ではないこと（対象エリア外からの移転はこの限りではない）
- ⑤下記に示す補助対象外業種等^{※2}でないこと
- ⑥フランチャイズ方式による店舗又はチェーン店でないこと
- ⑦中心市街地の活性化に寄与する魅力的な店舗であること
- ⑧豊橋市及び弊社の行う中心市街地活性化事業に協力すること
- ⑨まちなかインキュベーション事業補助金申込書提出時に入居予定物件の賃貸借契約を締結していないこと
- ⑩まちなかインキュベーション事業補助金申込書提出時に店舗内外の改装に着手していないこと
- ⑪申請者が申請者以外の者に転貸しないこと
- ⑫ひと月に15日以上営業すること
- ⑬店頭への看板の掲示やウェブサイト及びSNS上での営業カレンダーの公開等により、営業状況が容易に確認できること

※1 別紙「対象エリア MAP」を参照

※2 補助対象外業種等

- ・ 風俗店舗、遊技場等
- ・ スナック、バーに類する、酒類の提供を主とする夜間飲食店舗
- ・ 不動産業、建設業、金融業、人材派遣、民間ハローワーク等の事務所
- ・ 卸売を主にする業態の店舗
- ・ 違法なものを取り扱う店舗
- ・ 暴力団等、反社会的勢力が経営する店舗
- ・ その他、弊社が不相当と判断した場合

4. 補助金交付申請書類 ※追加で書類提出を依頼する場合があります

- ・ まちなかインキュベーション事業補助金申込書
- ・ 事業計画補足資料（販売予定商品一覧、提供予定メニュー等）
- ・ 履歴事項全部証明書（法人の場合のみ）、住民票（代表者、個人）
- ・ 納税証明書（豊橋市「滞納額の無い証明」）
- ・ 入居物件の不動産登記事項証明書
- ・ 不動産物件情報、物件写真（店内外数枚）
- ・ 直近2期分の決算書（創業でない場合）
- ・ 営業許可、免許、登録を受けていることを証明する書類の写し（許可等を要する業種の場合）
- ・ 反社会勢力でないことの表明・確約書（弊社より手交）

創業の場合は以下の書類も提出

- ・ 創業であることを証明する書類一式（職務経歴書、源泉徴収票、給与明細書等）

問合せ （株）豊橋まちなか活性化センター 豊橋市花田町字石塚 42-1 豊橋商工会議所 2 階 TEL:0532-55-6666 メール: machinaka@toyohashi-cci.or.jp
